未成年の患者様（18歳未満）の受診について

当院では、未成年者（18歳未満）の患者様が初診の際には、保護者または法律上の代理人となる方の付き添いをお願いしております。

◇　緊急時（その場で適切な処置を行わないと、重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する時）は、承諾なしに診断、治療を開始する場合があります。

◇　やむを得ず保護者または法律上の代理人となる方が同伴出来ない場合には、電話で診療の確認、説明や同意をお願いすることがありますので、必ず連絡がとれるようお願いいたします。

◇　再診時の付き添いに関しては、担当医にご相談ください。

［付き添いが必要な理由］

・病歴、アレルギー歴、治療中の病気やケガ、服用薬等の確認が必要
・検査や処置、注射のリスク、処方薬の副作用についての説明と承諾が必要
・診療を行うにあたり、保護者または法律上の代理人となる方の同意が必要

安全・安心な医療の取り組みの為、ご理解ご協力のほどお願い致します。

溝口病院
MIZOGUCHI HOSPITAL 1909